



当組合は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正（省令改正 2024 年 4 月 2 日公布）に関して、下記のとおり宣言し、引き続き L P ガス関係法令の遵守、料金の透明化、取引の適正化に取り組みます。

L P ガスの取引適正化・料金の透明化に向けた「自主取組宣言」

■過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた営業行為・利益供与は行いません。
- ・ L P ガス事業者の切替えを制限する等、条件付き契約の締結は行いません。

■三部料金制の徹底

- ・ 「基本料金」、「従量料金」、「設備料金」からなる、三部料金制を徹底し、L P ガス料金の透明化を図ります。
- ・ 入居者様の L P ガス消費と関わりのない費用は、L P ガス料金に計上・請求いたしません。

■L P ガス料金の情報提供

- ・ 入居を希望されるお客様及び不動産管理会社等へ、事前に料金を提示するよう努めます。

今後も持続可能でより良い社会の実現を目指し、組合員の皆様、地域の皆様から信頼していただけるサービスの提供に取り組みます。